

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成21年7月10日～8月10日(カーネーション1件、ダイズ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (F3' 5' H, DFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (19907, OECD UI: IFD-19907-9)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為
除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネー ト耐性ダイズ(改変aad-12, pat, <i>Glycine max</i> (L.) Mer r.) (DAS68416, OECD UI : DAS-68416-4)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成21年7月10日(金)から8月10日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	3通
整理した意見数	4件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成21年7月10日～8月10日(カーネーション1件、ダイズ1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 遺伝子組換えダイズの「第一種使用等の方法」について	遺伝子組換えダイズについて、隔離ほ場での作業要領として、各種遵守規定が定められていますが、申請者と栽培試験を行う者が異なるのではないかでしょうか。また、そのような場合、どのようにして遵守事項の実効性を担保するのでしょうか。遵守させることを明記した文書を提示して下さい。	<p>当該遺伝子組換えダイズに係る隔離ほ場における栽培試験は、関係通知に基づき、管理責任者を選任し、生物多様性影響評価書別添として策定した隔離ほ場試験計画書（以下「計画書」という。資料2 P31。）に基づき実施されます。</p> <p>また、計画書に基づき隔離ほ場試験が実施されない場合には、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、主務大臣は、必要な限度において、試験の中止等必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、本隔離ほ場試験は、申請者であるダウ・ケミカル日本株式会社の担当者により実施されますので、申請者と栽培試験を行う者は同一ですが、計画書は、技術情報、個人名、所属などの社外秘情報、個人情報を含んでいるため非公開しております。</p> <p>関係通知：「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号・環自野発第071210001号）の第4の4 URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/notice/index.html</p>	1
2 遺伝子組換え農作物の安全性について	遺伝子組換え農作物については、食品の安全性が確認されていても、不安です。 しかし、カーネーションは、観賞用なので、人体への影響はないと考えますので、私は、第一種使用規程の承認申請に関して、認めてよいと思い	<p>我が国において、遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性影響に関する安全について、以下のとおり、それぞれの法律に基づいて科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。</p> <p>①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法 ②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法 ③生物多様性影響に関する安全性についてはカルタヘナ法</p> <p>このうち食品の安全性については、厚生労働省において、別途、審査</p>	1

		ます。	されており、これまでに食品としての安全性が確認された遺伝子組換え食品及び添加物については、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参照いただければと思います（アドレス： http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/ ）。	
3	遺伝子組換え農作物の隔離ほ場試験について	遺伝子組換え農作物のほ場試験を狭い隔離ほ場しか準備できない我が国で行う必要があるのですか。また、隔離ほ場試験地周辺のダイズ生産者に対し説明は行われているのですか。	<p>隔離ほ場試験は、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え農作物について、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにするための栽培試験です。この試験は、遺伝子組換え農作物の一般栽培の使用規程を定める場合に必要なデータを得るためのものです。</p> <p>隔離ほ場は、以下の設備要件を満たす施設であることが必要であり、さらにその施設では、各種遵守規定が定められている作業要領に従った第一種使用等が行われることを確保する必要があります。</p> <p>設備要件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①フェンスその他の部外者の立入を防止するための囲い、 ②隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること等を記載した標識、 ③隔離ほ場で使用した機械等を洗浄する設備など組換え農作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備、 ④遺伝子組換え農作物の花粉が広範囲に飛散することが想定される場合は、防風林、防風網など花粉の飛散を減少させるための設備があること、としています。 <p>なお、隔離ほ場の大きさについては、特に規定はありませんが、我が国の自然条件下における生育特性に関するデータが得られるほ場の試験でさえあれば、特に問題はないと考えています。</p> <p>また、今回の隔離ほ場での栽培試験にあたって、申請者は、隔離ほ場がある地区を管轄するJA、周辺自治体等への説明を行っており、あらかじめ周辺農家等の理解が得られています。</p>	1
4	遺伝子組換えダイズの交雑について	遺伝子組換えダイズに組み込まれた遺伝子が、ツルマメとの交雑により拡散してしまうのではないのでしょうか。	<p>今回、隔離ほ場における栽培などの限定的な使用について申請のあった遺伝子組換えダイズについて、ツルマメとの交雑による組換え遺伝子の拡散の可能性について検討しました。</p> <p>その結果、以下のとおり、本組換えダイズとツルマメの交雑の可能性は低く、隔離ほ場における本組換えダイズの栽培などの限定的な使用の範囲内では、交雑性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれないと判断しました。</p>	1

- ①ダイズとツルマメの開花期は重なりにくいこと。
②人為的に、ツルマメを組換えダイズに巻きつかせて生育させ、開花時期を合わせた場合でもツルマメ種子32,502粒中1粒がダイズと交雑し、雑種が生じていたとの報告があること。
③これまでに確認されたダイズとツルマメの雑種の遺伝子解析の結果、ダイズ由来遺伝子のツルマメ集団中への浸透は確認されなかったとの報告があること。
④本組換えダイズとツルマメの交雑種は、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グルホシネート耐性の形質を有すると考えられるが、これらの除草剤が散布されることが想定しにくい自然条件下において、本形質が競合における優位性を高めるとは考え難く、その雑種がツルマメの集団において優占化する可能性は低いこと。

また、申請者は、当該申請にあたり、昨年7月に隔離ほ場内及び隔離ほ場周辺50mの範囲（民家の敷地内を除く）におけるツルマメの生育の有無を調査した結果、ツルマメは生育していないことが確認されています。

さらに、モニタリング計画書により、周辺にツルマメの生育が認められた場合には本組換えダイズとの交雑の有無、頻度について監視を行うこととしています。

なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。